

2019年度（平成31年度）

低炭素型廃棄物処理支援事業補助金

廃棄物収集運搬車の低燃費化事業

(FAQ : よくある質問)

公益財団法人 廃棄物・3R研究財団

＜申請について＞

問1－1 補助対象車両は「購入」ではなく「リース契約」でも補助金の申請は可能か？

A 貸渡し先事業者が、許可を持って一般廃棄物処理業又は産業廃棄物処理業を営む事業者である場合に限りリース会社による応募申請が可能です。

【理由】

補助の目的が廃棄物処理業における低炭素化を通じた地球温暖化対策の推進であるため。

問1－2 補助対象車両の使用者でも補助金の申請は可能か？

A 申請できません。

【理由】補助金の申請ができる者は、補助対象車両の所有者に限ります。

問1－3 「割賦等所有権保留は認められない」「所有権移転外リース取引」としている理由は何か？

A 補助金の申請ができる者は、補助対象車両の所有者に限ることとしています。（補助事業者により取得した財産（補助対象車両）の管理責任を明確にするため。）

問1－4 抵当権を設定したため、自動車検査証は「使用者」となっているが、補助金の申請は可能か？

A 申請できません。

【理由】抵当権の設定は財団の承認が得られれば認められますが、ご質問の内容は抵当権の設定に伴い「所有権保留」となっていると思料します。

問1－3の回答と同様に「所有権保留」は認められず、補助金の申請ができる者は、補助申請対象車両の所有者に限ります。

問1－5 補助対象車両を現在発注済みで、1月に納車予定ですが、新規登録前に応募申請を行うことは可能でしょうか？

A 応募申請には、自動車検査証（写）の提出が必須ですので、新車新規登録後に応募申請をしてください。

＜補助申請対象車両について＞

問2－1 補助対象車両に適合するかどうかはどのように判断すれば良いか？

A 公募要領41Pの「別表」（先進環境対応型ディーゼルトラックの型式一覧）に記載された車両が、補助対象車両です。

ただし、この一覧表に記載の無い型式も補助対象車両の要件に適合する場合もありますので、車両メーカー、ディーラーに確認して下さい。

問2－2 平成27年度重量車燃費基準以上や、平成27年度重量車燃費基準に100分の105を乗じて得た数値以上は、どのように証明すればよいか？

A 車両メーカーが発行している補助対象車両のカタログの主要諸元表などに示されている「重量車モード燃費」で証明出来ますが、公募要領の「別表」（先進環境対応型ディーゼルトラックの型式一覧）に記載された車両メーカーの型式であれば要件を満たしています。

問2－3 補助対象経費に係る見積書・請求書・支払いを証する書類の写しの日付は、有効期間等はあるのか？

A 全ての書類は、平成31年4月1日以降に補助対象車両を新車新規登録したと認められる日付であることが必要です。

問2－4 どのような車両装備（オプション品）が補助対象経費になるのか？

A 下記のオプション装備品については、原則、補助対象経費（標準装備品）に含みます。ただし、審査により、過大なオプション装備品と判断した場合には、補助対象外とする場合があります。

1. 安全走行等に必要な装備品
2. 環境保全（燃費改善に資する等）に必要な装備品
3. 廃棄物収集運搬に必要な装備品

問2－5 ハイブリッド車は補助対象にならないのか？

A 低炭素型ディーゼルトラックのみが対象となります。電気自動車やハイブリッド自動車、CNG トラック、LPG トラック等の次世代自動車は対象ではありません。

＜補助対象車両と同型・同用途の車両＞

問3－1 様式第17別紙2の経費内訳の「先進環境対応型に適合していない補助対象車両と同型・同用途の車両」とはどの車両を指すのか？

A 車両の買替えの場合、その旧車両が補助対象車両と同型・同用途であり、新車購入時の領収書等があればその車両を指します。

なお、旧車両が補助対象車両と同型・同用途でない場合には、増車の場合と同様に、平成21年時の補助対象車両と同型・同用途の車両とします。

問3－2 補助対象車両と同型・同用途とはどのようなことか？

A 補助対象車両と同型・同用途の車両とは、補助対象車両と自動車検査証の「車体の形状」が同一で、同様の用途に供する車両であり、「車両総重量」の差が5%以内である車両を指します。

問3－3 補助対象車両と同型・同用途の車両の価格の証明はどのようにすれば良いか？

A（買替の場合）

補助対象車両に入れ替える前の旧車両の領収書等がある場合は、当該車両の新車購入時の領収書等で証明することになります。ただし、「補助対象車両と同型・同用途の車両であること」も価格の証明とは別に証明していく必要があります。（公募要領38-1P別紙2-3-（1））

廃車による車両の入れ替えであるが、当時の領収書等がない場合は、メーカー若しくはディーラーから販売実績に基づく「販売実績証明書」（公募要領38P-2別紙2-3-（2））をもらってください。

（増車の場合）

旧車両が、補助対象車両と同型・同用途でない場合、又は販売実績証明書が取れない場合及び増車の場合は、補助対象車両と同型・同用途の車両を平成21年時に購入したとする「価格証明書」（公募要領38P-3別紙2-3-（3））をメーカー若しくはディーラーからもらってください。

また、補助対象車両の購入先が取次店（車両メーカー、系列ディーラー又は架装メーカー以外）の場合には、卸元価格証明書（38P-4別紙2-3-（4））を車両メーカー、系列ディーラー又は架装メーカーから発行してもらってください。

問3－4 補助対象車両と同型・同用途の車両は、中古車の場合や、公共団体の払い下げでも良いのか？

A 補助対象車両と入れ替え前の旧車両が中古車等の場合は、増車の応募申請としてください。

<CO₂の削減関連について>

問3－5 様式第17【別紙1】実施計画書に記載する「年度間走行距離」は、どのように算出するのか、また、その根拠は必要か？

A 「実施計画書の補助対象車両別年度間走行距離一覧表（公募要領32P別紙1－2）」に以下により記載してください。

- ① 補助対象車両が買い替えで、買い替え前の車両の稼働区域やルート及び稼働日数等が同一又はそれに近い場合は、実績に基づき記載してください。
なお、入れ替え前の車両の稼働区域やルート及び稼働日数等が一定でない場合には、過去の実績を踏まえ推計してください。
- ② 補助対象車両が増車や入れ替え前の車両とルートの変更等がある場合は、補助対象車両が予定する稼働区域やルート及び稼働日数等並びに類似の廃棄物収集運搬車の稼働実績を勘案し算出してください。

注：算出根拠は、必要に応じて提出を求める場合があります。

問3－6 CO₂年間排出削減量を求める際の「当該車両と同型・同用途の車両の燃費」は何を使用したらよい？

A 応募申請時は予め当財団のデータを使用しますので、応募申請の必要事項の入力をして構構です。
交付決定され、補助金が交付された次年度以降は、4年間毎年度事業報告書の提出が義務付けられており、補助対象車両の1年間の走行実績に基づく燃費とします。

問3－7 補助対象車両について、営業運転を行ったところ補助金申請時に予定していたCO₂排出量の削減量に達しなかった場合には補助金は返還するのか？

A 補助金申請時のCO₂削減量に達しなかった場合には、その原因を分析し詳細かつ具体的に記載するとともに、翌年度以降の改善計画を記載した事業報告書を当該年度の翌年度の4月30日までに環境大臣あて提出して下さい。
なお、改善等の措置を怠った場合には、補助金の返還などの措置を執る場合がありますが、正当な理由が認められ、適正な改善が図られれば補助金の返還等はありません。

問3-8 「エコドライブなど適正運転の実施」及び「車両の維持管理の取り組み」の両方ともに内容欄の項目のいずれかの取り組みを行っていること、とは書式で足りるのか？日報等の記録の提出や計画書の提出が必要か？

A 運営中の廃棄物収集運搬事業で、既に日常的に実施している該当項目に○印を記載してください。

また、今後取り組んで行く計画や考えがある場合にはその項目について○印を記載してください。

なお、必要に応じて、日報や具体的な実施方法等の提示を求める場合があります。

<その他>

問4－1 補助対象車両の申請台数に上限はあるのか？

- A 補助対象となる車両であれば申請台数に上限はありません。ただし、同一事業者に対して、補助金額が極端に偏ることが無いように配慮する場合があります。

問4－2 補助事業で取得した車両であることを明示するのにはどのようにしたらよいか？

- A 交付申請の手引き9P のひな形に示すとおりの内容のステッカー等作成して、必ず補助申請対象車両の見やすい部分に貼って下さい。
なお、ステッカーは、当財団から購入することも可能です。

問4－3 自動車重量税などを含めて良いのか。また、消費税は含むのか。

- A 《交付申請の手引き》7P の記載とおり、既存車両の廃棄費、予備品、自動車重量税、保険料、官公庁等への申請・届出に係る経費、本補助金への応募申請などに係る経費等は補助対象外になります。
消費税についても、同じく《交付申請の手引き》7P の記載とおり、原則、補助対象経費から除外してください。なお、消費税を補助対象経費に含めて補助金額を算定できる場合については、《交付申請の手引き》12P に記載しています。

問4－4 入れ替え前の旧車両の下取り額は、どのように扱えばよいか。

- A 旧車両の下取り額は、補助対象車両の価格とは関係ないと解釈し、下取り価格を算入しない購入価格（ただし、値引きがある場合には値引き後の車両購入価格）を補助対象車両の導入経費としてください。

<リースに関する質問>

問5－1 リース会社の申請で、貸渡し先事業者が異なる複数の事業者である場合には、まとめて応募申請をすることはできますか？

A 貸渡し先事業者毎に応募申請をしてください。

問5－2 リース契約の際、「リース料金が毎月変動するような契約」は認められるか？

A 交付された補助金の全額がリース契約に反映されていることが算定根拠明細書等で確認できれば、リース金額が変動するリース契約も認められます。

問5－3 補助対象車両を購入する見積書等が、貸渡し先事業者名で発行されることがあるが、応募申請の添付書類として提出できるか？

A 補助対象車両の購入者がリース会社であると思われますので、リース会社宛の見積書等を提出するようにしてください。

問5－4 補助対象車両のリース契約期間は2年でもよい？

A 補助金の交付には、法令により処分制限期間中は継続して保有することが担保されなければなりませんので、4年間以上の契約期間が必要です。また、当初契約期間を2年とし、再リース2年を確約とするような場合も、実際に再リース契約をする担保とならないので認められません。

問5－5 従来、所有をしていた廃棄物収集運搬車を廃車し、新規に補助対象車両をリースにより導入することとした場合、廃車した車両を買い替え前の車両として申請することが可能か。

A 廃車した車両が補助対象車両と同型・同用途の場合は、買い替え前の車両とすることは可能ですが、応募申請は、所有権のあるリース会社からとなります。

問5－6 リース車両を買い上げて、所有権の変更後に廃車した車両は補助対象車両の入れ替え前の車両とすることはできるか？

A 廃車前のリース車両が新車登録後のリース契約期間が、廃車時と同一使用者で4年以上ある場合には入れ替え前の車両とすることは可能です。

問5－7 リース事業者が補助金交付を受けた場合、補助対象車両の使用者に一括して交付された補助金を支払ってもよいか？

A リース事業者へ補助金交付が決定された場合には、交付補助金額に見合ったリース料金の減額をすることとされており、一括での支払いは認められません。

問5－8 リース事業者に交付された補助金の受領後に、補助対象車両の使用者がリース契約の解除又は事業の継続ができなくなった場合には補助金を返還しなくてはならないか？

また、補助金の返還はリース会社、使用者のどちらになるのか？

A 補助金の交付決定後に、応募申請時の事情に変更が生じて補助事業の全部又は一部を継続して実施できなくなった場合には、交付された補助金の全部又は一部を返還しなければなりません。

交付された補助金の返還額については、個別の案件に基づいて当財団が決定します。

補助金の返還は、申請者であるリース事業者になります。

問5－9 リース事業者に補助金交付された場合の消費税の取り扱いは？

A リース事業者が補助対象車両を購入する際には、問4－3のとおり、消費税は原則補助対象外となります。

しかし、リース契約にあっては、補助金相当額を減額した額に消費税を含めることは差し支えありません。